

「優先調達推進法の日・週間」全国キャンペーン 実施要綱

～『優先調達推進法』施行2年目 あなたの街では、進んでいますか？～

趣旨 優先調達推進法（以下「法。」）は、平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日施行されました。法により国及び各都道府県、市町村は調達目標を示したうえで、障害者就労施設・事業所からの物品や役務の調達を進めることとなりましたが、一部の市町村においては、調達方針が示されていない現状があります。また、法によって示すこととされている平成25年度の自治体ごとの調達実績が示されるのが6月末を目途とされています。このことからこの時期は、昨年度の自治体の取り組み状況について確認し、さらに本年度の調達推進を促す好機ともなります。

全国社会就労センター協議会（セルプ協）・日本セルプセンターは、法が公布された6月27日を『優先調達推進法の日』とし、この日を期に、各都道府県・指定都市・市区町村の会員社会就労センター等関係者との協働により、全国で一斉に国及び都道府県、市町村の首長を訪問し、優先調達推進法の理解や浸透、並びに当該地域の社会就労センターの活動状況について首長等に説明を行う全国キャンペーンを実施することといたしました。これにより、昨年度を上回る調達目標の設定や社会就労センターへの理解、役務の発注を一層促進していくことにつなぐことをめざします。

主催 全国社会就労センター協議会（セルプ協）・日本セルプセンター

実施日 平成26年6月27日（金）を中心とした平成26年6月23日（月）～6月29日（日）までの一週間の期間

実施方法 国段階では厚生労働大臣（総理大臣）に、都道府県段階では知事（または、それに準じた方）に、市町村段階では市町村長（または、それに準じた方）を訪問し、趣旨にある目的達成に向けた、

- ①法の有効性の説明
- ②発注先となる社会就労センターの名簿、製品カタログ、啓発ポスターやチラシによる社会就労センターへの理解を深めていただく活動の実施

- ③メディアに向けた『優先調達推進法の日・週間』の広報の実施等を行う。

実施体制

- 国段階への働きかけ
セルプ協会長、日本セルプセンター会長、セルプ協・日本セルプセンター事務局
- 都道府県段階への働きかけ
各都道府県セルプ協役員、セルプセンター役員、各都道府県セルプ協・セルプセンター事務局
- 市町村段階への働きかけ
各市町村のセルプ協会員、セルプセンター会員の施設長等
- 独立行政法人への働きかけとして、セルプ協、日本セルプセンターより関係資料等を送付

実施本部

セルプ協、日本セルプセンターの正副会長で構成する。
「優先調達推進法の日・週間」全国キャンペーン 実施本部
全国社会就労センター協議会（セルプ協）事務局
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内
Tel03-3581-6502 fax03-3581-2428

実施方法のイメージ

- 自治体の社会就労センター関係担当課や個人の人脈等を通じ、首長等に働きかけ、訪問日時を決定する。
- 地元の訪問予定者を決定し、事前に説明内容等の打ち合わせを行う。その際、持参する説明用資料、啓発用ツール等を決める。
- 訪問の実施。
- 訪問時の状況を取りまとめ、当該地域の会員センター等への広報を行う。必要に応じ、当該エリアの新聞社等マスコミに関係情報を提供する。
- セルプ協宛、同ホームページからダウンロードした所定の書式により報告する。